

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	政策経営部企画課	
分類番号	Ⅲ-3-01	枝番号 1
公約の内容	○区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	区立施設再編整備計画の取組の内、児童館再編やゆうゆう館の再編については、既に再編の取組を進めた地域の利用者の声や、既存施設の利用者等の声を、意見交換会やアンケートなどの手法により聴取し、それを踏まえて今後の方針を決定する。
	期間	令和4年8月～令和5年7月
区民等の意見聴取	方法	既存施設の所管課を中心として、既に再編整備を進めた施設も含め、施設利用者向けに意見交換会や、幅広く区民を対象としたアンケートなどを実施し、意見を聴取する。また、そうした意見を踏まえて区立施設再編整備計画を見直す際にも、パブリックコメントや住民説明会などにより、意見を聴きながら決定していく。
	時期	令和4年8月～令和5年7月
予算措置	内容	アンケートや意見交換会等の実施に当たり、必要に応じて役務費（郵送料）やファシリテーターの業務委託費などの予算措置が必要となる。
	時期	令和5年度
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	特になし
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】区立施設再編整備計画 【内容】基本方針や、児童館再編、ゆうゆう館再編などの考え方の修正を必要に応じて行う。
	時期	令和5年度（予定）
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	早期の対応が必要な区立施設再編整備計画に関する令和4年度実施事業等については、別途検討・調整を行う。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部拠点整備担当
------	-------------

分類番号	Ⅲ-3-01 -02	枝番号
------	---------------	-----

公約の内容	<p>○区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。</p> <p>○駅前再開発や大規模道路拡幅は、道路を渡りにくくして、まちをバラバラにしています。クルマの通行量も増えるので、排気ガス問題など環境も悪化します。地域住民や関係者とていねいに話し合い、反対意見が強くある場合は計画を凍結し見直します。</p>
-------	--

実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた検証・検討等	方法	西荻窪駅周辺まちづくりでは、現在まで、懇談会やまちづくりミーティング、オープンハウスで住民との意見交換会を行い合意形成を図ることを考えてきた。今後、住民との合意形成の図り方について、他自治体の先進事例の研究や専門家に助言をもらう。
	期間	9月ごろまで

区民等の意見聴取	方法	区民等への意見聴取の方法の見直しのため。
	時期	

予算措置	内容	
	時期	

例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	

行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】実行計画 施策4 【内容】西荻窪駅周辺まちづくり方針の策定期間の変更
	時期	

その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	都市計画道路補助132号線の進捗に合わせて、懇談会等の開催を調整する。
---------------------------------------	----	-------------------------------------

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部鉄道立体担当
------	-------------

分類番号	Ⅲ-3-01 -02	枝番号
------	---------------	-----

公約の内容	<p>○区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。</p> <p>○駅前再開発や大規模道路拡幅は、道路を渡りにくくして、まちをバラバラにしてしまいます。クルマの通行量も増えるので、排気ガス問題など環境も悪化します。地域住民や関係者とていねいに話し合い、反対意見が強くある場合は計画を凍結し見直します。</p>
-------	--

実現に向けた仕分け	区分	【西武新宿線沿線まちづくり】
	対象外	ビジョンにおいて直接本事業に対する記載がなかったが、念のため区長レクの際に事業の経過と今後の対応について説明したところ、特に課題や検証を求められなかったため、対象外とした。

A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）

実現に向けた検証・検討等	方法	
	期間	

区民等の意見聴取	方法	
	時期	

予算措置	内容	
	時期	

例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	

行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	

その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	
---------------------------------------	----	--

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部都市計画道路担当	
分類番号	Ⅲ-3-01 -02	枝番号
公約の内容	○区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	あらためて地元住民等の意見を把握するための場を設け、事業の実施または、停止した場合それぞれの課題を精査し、検討する。なお、補助221号線の事業認可取得後に行うべき諸々の手続きの判断については8月中、その他の見通しについては年度末を目途とする。
	期間	9～12月頃を目指して調整する。
区民等の意見聴取	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 ・地元商店会長、町会長など地元キーマンとの区長面談 ・区長と話す会（学校PTA、障害者団体等分野別座談会） ・有識者を招いたシンポジウム ・説明会（オープンハウス形式・集会形式）
	時期	9～12月頃を目指して調整する。
予算措置	内容	アンケート実施については業務委託費が必要なため、今年度予算の執行残等での執行（もしくは流用）を財政課と協議・調整する。
	時期	8月
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】杉並区基本構想、総合計画・実行計画、まちづくり基本方針 【内容】仮に事業を停止すると判断した場合には、上記計画を修正する必要がある。
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	仮に、抜本的に都市計画道路事業を見直す場合には、補助132号線において既にいくつもの用地を取得しているため、土地開発公社、区議会、国や都との調整が必要となる。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部拠点整備担当 政策経営部事業調整担当	
分類番号	Ⅲ-3-01	枝番号
公約の内容	○区立施設の統廃合や駅前再開発、大規模道路拡幅計画など、住民の合意が得られていないものはいったん停止し、抜本的に見直します。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりについては、区、地権者、病院運営法人3者の協定に基づき、個人共同施行者としてその他の関係権利者の同意を得ながら事業を進めており、区の一存ではやめられないため、3者の代表者が意見交換する場を設定するなど、今後について関係者間で話し合いを行い、必要な対応を実施する。
	期間	令和4年10月まで
区民等の意見聴取	方法	まちづくり計画や地区計画を策定する際には、意見交換会やパブリックコメントなど、地域の方々からの意見を聞きながら合意形成を図ってきたものの、今後の取組について区民等への情報公開や意見聴取の在り方を検討し、結果に基づき必要な対応を実施する。
	時期	
予算措置	内容	上記検討及び検討結果に基づく対応において予算措置が必要となる可能性があるものの、現時点では要否も含めて未定。
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	
	内容	
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	○ゼロカーボンシティの実現に向けて、阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくり事業全体における二酸化炭素の排出量の算出が必要との指示を受け、環境部局と連携を図り以下について検討を行う。 □新築建築物のZEB化の検討 □建設に伴う二酸化炭素排出量の試算 □樹木の二酸化炭素吸収量の試算 ○公民連携まちづくりについて、今年度構築する予定のエリアプラットフォームの組織や構成、募集方法など上記、区民意見等の意見聴取欄に記載した事項と合わせて検討を行う。

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	政策経営部企画課	
分類番号	Ⅲ-3-03	枝番号 1
公約の内容	○官民パートナーシップやPFIを区民・文化施設、交通、福祉、教育、保育、介護などの公共サービスの運営に持ち込みません。現存する指定管理者制度による契約については、丁寧に検証します。	
実現に向けた仕分け	区分	期間を区切って（概ね令和5年度までの間に）これまでの取組の検証等を行い、今後の方針を決定すべきもの
	B	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	別紙のとおり、区長の確認を受けながら進めていく。
	機関	—
区民等の意見聴取	方法	別紙のとおり、区長の確認を受けながら進めていく。
	時期	—
予算措置	内容	外部委託による調査を行う場合、令和4年度補正予算対応又は令和5年度当初予算による予算措置が必要
	時期	令和4年度補正予算又は令和5年度当初予算
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	指定管理者制度の手引き
	内容	必要な内容を反映させる。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】区政経営改革推進企画 【内容】（方針1）民営化・民間委託等の推進
	時期	令和4年度の改定作業で反映
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	—

指定管理者制度に係る検証の進め方について

「公の施設」の管理運営の歴史

<「公の施設」を管理運営していた運営者協議会（運協）>

○S62以降、地域集会所施設の管理運営を運協が担ってきた。
○一方で、社会環境の変化に合わせた運協のあり方を見直すべきという問題意識の下、運協と区は「あり方検討員会」を設置し、議論を深めた（H12年度、H20年度。以下、報告書の抜粋）

- ✓ (H12) **運協の委員が施設運営に日常的に携わるのは困難**。運協は自主事業に専念しコミュニティ活動の促進に力を発揮することを期待
- ✓ (H20) **施設の管理運営が運協から区に移管**され、民間の受託者がきめ細かい管理を行っており、**運協の負担は大幅に軽減**された
- ✓ (H12, 20) **委員選出に困難**をきたし、**各運協で欠員が発生**

<平成15年地方自治法改正>

○民間事業者にも「公の施設」の管理を任せられるようになり、全国的に指定管理者制度が導入

指定管理者制度の導入

○H16以降、指定管理者制度を導入（※区民センターはH24～）
○導入時に段階的なチェックを行い、導入後も効果的な運営が行われるようPDCAサイクルの活用

導入検討	…導入による効果、リスク分担、災害時対応等の確認※ ※「指定管理者制度の手引」に沿った確認
方針決定	…政策調整会議・経営会議で「導入方針」の意思決定
選定	…プロポーザル選定委員会で指定管理者候補者の選定
議決	…議会の議決を経て、契約等の手続き
導入	…導入後もモニタリング※を通じて、事業の管理・監督 ※ 区民サービスの向上、業務の効率化、労働者の労働条件 等

検証の進め方

(1) 検証の視点

区民満足度、導入により付加されたサービス、コスト比較等

(2) 検証の対象

例：区民センター、スポーツ施設、図書館

①全37施設 / ②カテゴリごとに1施設 / ③スケジュール順

(3) 検証の手法

現指定管理期間の終期が早い順

①職員・運営事業者による検証

- －1…調査項目を企画課で設定し、区全体での情報収集
- －2…ヒアリング等の実施
 - 施設の利用者
 - 指定管理から転換を図った場合に想定される担い手等（例：町会・自治会、PTA）

②外部委託（コンサル等）による調査・検証

- －1…「①－1」で職員が収集した情報の分析
- －2…外部委託先によるヒアリング等の実施

(4) スケジュール（案）

令和4年度…職員による検証の実施

令和5年度…外部委託による調査・検証を行う場合は、令和4年度補正予算または令和5年度予算で予算措置する必要がある。

その他

○以下2施設の状況について

- ・セシオン杉並…令和4年2定で議決を受け、令和5年度から指定管理者を導入することが決定済み
- ・荻窪三庭園（仮称）荻外荘・角川庭園・大田黒公園…令和6年度の（仮称）荻外荘の開園に向け、都市整備部にて、今後の進め方を検討中

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	政策経営部企画課	
分類番号	Ⅲ-3-03	枝番号 2
公約の内容	○区立施設の運営は行政と住民のパートナーシップで、より開かれた透明性の高い利用者協議会を設置し、利用者と共に話し合い使い勝手のよい区民施設を運営します。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	指定管理者制度の検証を踏まえて、検討を行うこととする。
	機関	—
区民等の意見聴取	方法	指定管理者制度の検証を踏まえて、検討を行うこととする。
	時期	—
予算措置	内容	指定管理者制度の検証を踏まえて、検討を行うこととする。
	時期	—
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	—
	内容	指定管理者制度の検証を踏まえて、検討を行うこととする。
行政計画への反映	計画名 内容	—
	時期	—
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	—

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	総務部区政相談課	
分類番号	Ⅲ-3-04	枝番号
公約の内容	○住民自治の手法の一つとして、住民が個人でも団体でも直接区長と話ができる制度・時間を新設します。	
実現に向けた仕分け	区分	令和4年度中または令和5年度当初から実現できるもの
	A	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	①令和4年9月3日に区政を話し合う会「聴くオフ・ミーティング」を開催。②区長と20名程度の区民がテーマを決めて区政の課題について話し合う。第1回目のテーマは「杉並らしい子どもの居場所づくり」（主管課；児童青少年課）。令和4年度は今回を含め4回、令和5年度は、8～10回の開催を予定。
	期間	令和4年7月11日～
区民等の意見聴取	方法	対象者：①18～75歳の無作為抽出区民2,000名②広報等によりミーティング参加を申し込んだ区内在住18歳以上の区民 参加者の選出方法：上記対象者①②のミーティング参加申込者の中から抽選で20名を選出。 区民意見聴取方法：(1)上記対象者①に参加案内時にアンケート調査を実施する。(2)上記対象者②から参加申込時に意見を書いてもらう(3)ミーティング参加者から当日の話し合いを通して意見を聴取する。
	時期	参加者募集時及び会議開催時
予算措置	内容	(R5) 予算額 ※参加人数20名（1回につき5名増）開催回数10回（今年度より5回増）の場合 ¥5,037,390 (R4予算比 +¥2,771,665)
	時期	令和5年度当初予算
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	杉並区区政を話し合う会運営要綱
	内容	・内容の改正（令和4年8月1日施行予定） ・参加者の募集、参加者の決定について改正。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】杉並区区政経営改革推進計画 杉並区協働推進計画 【内容】修正等不要
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	

「さとこビジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部杉並土木事務所 土木管理課	
分類番号	Ⅲ-3-05	枝番号 1
公約の内容	○路上での営業を妨害する障害物や、気軽に腰掛けることを妨害する障害物を撤去し、まちの景観を改善するとともに、公共空間としての道路や公園を住民本位のものにします。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	道路は本来、一般交通の用に供されるものであり、これが道路本来の目的である。ただ、特別な使用方法として、電柱、ガス、水道等のライフライン等の限られた占有や、警察の道路使用許可による交通規制がある。道路での路上営業等の行為も通行のための一定空間の確保等や所轄警察署の許可等が必要であり、また、「店舗と沿道（地元）住民」による合意形成も必要となる。尚、区長の指摘箇所は、以前から不正使用が甚だしく、その是正について1,000筆を超える署名が集まった場所である。
	期間	令和6年以降。
区民等の意見聴取	方法	○当該道路沿道店舗と沿道（地元）住民。
	時期	令和6年迄。
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	道路法、杉並区区有通路条例、道路交通法
	内容	・道路などの使用について。
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	区道等の使用については、区が所管する道路法などの他に、所轄警察署が所管する「道路交通法」の許可が必要である。また、店舗などの特定の事業者が、恒常的に道路を使用する場合の許可は認められていない。しかし、商店街などがイベント等で道路を使用する場合は道路交通法による「交通規制」を実施する場合もある。その際には沿道住民などとの合意が必要とされる。

「さとこびジョン」の実現に向けた取組概要調査票

担当部課	都市整備部みどり公園課	
分類番号	Ⅲ-3-05	枝番号 2
公約の内容	○路上での営業を妨害する障害物や、気軽に腰掛けることを妨害する障害物を撤去し、まちの景観を改善するとともに、公共空間としての道路や公園を住民本位のものにします。	
実現に向けた仕分け	区分	令和6年度以降を見据え、時間をかけて検討を行うべきもの
	C	
A～Cに仕分けた公約の実現に向けた取組（プロセス等）		
実現に向けた検証・検討等	方法	都市公園法において都市公園内に設置できる公園施設は「都市公園の効用を全うするため」の施設として限定列挙されており、都市公園内で自由な商売活動する法体制となっていない。そのため、都市公園内において自由な商売活動を行うのであれば根拠となる都市公園法自体の改正が必要となる。
	期間	令和6年以降
区民等の意見聴取	方法	公園利用者、周辺住民、事業者
	時期	令和6年まで
予算措置	内容	
	時期	
例規等の整備 (条例・規則・要綱など)	題名	都市公園法
	内容	公園施設
行政計画への反映	計画名 内容	【計画名】 【内容】
	時期	
その他公約実現に向け調整を要する点 (ex. 国・都等との調整など)	内容	都市公園法を所管する国土交通省との調整が必要となる